

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）及び環境大臣が定める者の告示（案）について

令和2年1月
環境省環境再生・資源循環局
環境再生事業担当参事官室

1. 背景・趣旨

福島県内における除染等の措置に伴い生じた除去土壌等については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法基本方針」（平成23年11月閣議決定）において「可能な限り減容化を図るとともに、減容化の結果分離されたもの等汚染の程度が低い除去土壌について、安全性を確保しつつ、再生利用等を検討する必要がある。」とされている。また、平成26年11月に改正された中間貯蔵・環境安全事業株式会社法において「中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

県外最終処分に向けては、その最終処分必要量を低減することが重要であり、除去土壌等に関する減容処理技術の開発、再生利用の推進等の中長期的な方針として、平成26年4月に「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」を取りまとめ、これらに基づいて、除去土壌等の再生利用の推進等に取り組んでいるところである。

再生利用の取組については、福島県南相馬市及び同県飯舘村において実証事業を実施し、その安全性等について確認を行ったところであり、県外最終処分に向けた再生利用の取組を安全かつ適正に進めるため、除去土壌の処分の基準としての必要な規定を設けることとする。

2. 改正等の内容

- (1) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案について

①除去土壌の再生利用の基準

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「法」という。）第41条第1項の環境省令で定める除去土壌の処分の基準のうち、除去土壌の再生利用（土砂等で被覆された盛土の用に供する資材、土砂等で被覆された埋立材若しくは充填材又は廃棄物最終処分場の建設工事若しくは維持管理に係る客土として除去土壌を利用することをいう。以下同じ。）の基準は、次のとおりとする。

- 除去土壌の再生利用は、次のように行うこと。
 - ・ 国又は地方公共団体その他環境大臣が定める者が除去土壌の再生利用に係る工事を施工すること。
 - ・ 国又は地方公共団体その他環境大臣が定める者が除去土壌の再生利用を行った場所の管理を行うこと。
 - ・ 除去土壌が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - ・ 再生利用に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - ・ 再生資材化（除去土壌を用途先で用いられる部材の条件に適合するよう品質調整その他の工程管理を適切に行うことにより利用可能な状態にすることをいう。以下同じ。）を行った除去土壌を用いること。
- 除去土壌の再生利用を行った場所の周辺において、放射線の量を平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第15条第11号の環境大臣が定める方法により定期的に測定し、かつ、記録すること。
- 次に掲げる事項の記録及び除去土壌の再生利用を行った位置を示す図面を作成し、当該再生利用を行った場所の管理が終了するまでの間、保存すること。
 - ・ 工事の計画及び設計に係る情報
 - ・ 再生資材化を行った除去土壌の数量及び事故由来放射性物質の濃度
 - ・ 土地の形質の変更に伴い生じる再生資材化された除去土壌の運搬及び保管に係る計画
 - ・ 再生資材化を行った除去土壌ごとの再生利用を行った年月日
 - ・ 再生資材化を行った除去土壌を引き渡した担当者及び当該除去土壌の

引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあっては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

- ・除去土壌の再生利用を行った場所の管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置（規則第15条第11号の環境大臣が定める方法により定期的に測定し、かつ、記録することを含む。）
- 除去土壌の再生利用を行うに当たっては、再生利用の用途に応じた必要な厚さの土壌による覆いその他これに類する覆いにより除去土壌を覆うとともに、当該必要な厚さを維持すること。
- 除去土壌の再生利用を行った場所内において除去土壌の掘削を伴う土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を環境大臣に届け出ること。
 - ・土地の形質の変更の施工に当たり周辺的生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書
 - ・土地の形質の変更の施工に係る工事計画書
 - ・土地の形質の変更の施工方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
 - ・土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
- 除去土壌の再生利用を行うに当たっては、再生資材化を行った除去土壌を引き渡した者及び当該除去土壌の引渡しを受けた者並びに当該除去土壌の再生利用を行った場所を管理する者の間において、適切な役割分担及び連携に関する事項の書面を作成し、当該再生利用を行った場所の管理が終了するまでの間、保存すること。
- 上記の①に規定する書類を作成したときは、速やかにその写しを環境大臣に送付すること。

②土壌等の除染等の措置等の委託の基準

法第40条第2項及び同第41条第2項の規定による委託の基準について、土壌等の除染等の措置等の委託の基準として新たに処分（（1）①に規定する除去土壌の再生利用に限る。以下②及び③において同じ。）を行う者を加える。

③除去土壌収集等及び除去土壌の処分を業として行うことができる者
法第48条第2項の環境省令で定める者について、新たに処分の委託を受けた者を加える。

- (2) (1) ①の規定に基づき、環境大臣が定める者の告示案について
- 特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）
 - 国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人

3. 施行期日等

令和2年4月1日